

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

住宅取得資金贈与の特例の改正

Q: 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の計算について改正があったそうですが、どれだけの節税になるのでしょうか。

A: 住宅取得資金の贈与については特例があることはご周知のことと思います。住宅を取得するための資金としての現金贈与については、300万円までは贈与税がかかりません。500万円までの贈与については、いわゆる「5分5乗方式」の特例で計算され、通常の贈与より税負担が軽くなります。

今回、この特例計算について改正がありました。大きなものとしては、特例計算限度額が1,000万円(現行500万円)に引き上げられたことが挙げられます。

これにより例えば1,000万円の贈与の場合、従来ならば特例計算をしても135万円だった贈与税が70万円で済むこととなります。親子4~5人で贈与を受ければ、マンション等の取得が借入金なしで可能となるわけです。

贈与額が600万円までは、従来の税額と変わりませんが、700万円を超えると改正による軽減額は大きくなります。

この改正は平成6年1月1日以後の贈与から適用されます。

適用対象者については前号のフローチャートをご参照ください。

